

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 8月26日
【会社名】	ソフトバンクグループ株式会社
【英訳名】	SoftBank Group Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務部長 後藤 芳光
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務部長 後藤 芳光
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成27年 5月20日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年 5月28日
【発行登録書の有効期限】	平成29年 5月27日
【発行登録番号】	27 - 関東69
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,500,000百万円
【発行可能額】	980,000百万円 (980,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年 8月26日(提出日)です。
【提出理由】	平成27年 5月20日に関東財務局長に提出した発行登録書(平成28年 8月24日に提出した訂正発行登録書による訂正後のもの。)の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」の記載について訂正を必要とするため。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

<ソフトバンクグループ株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報>  
（訂正前）

<前略>

利率（％）	<p>1 2016年9月16日の翌日から2021年9月16日までの利払日においては、年（未定。ただし、年2.90％～3.10％を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。）％とする。</p> <p>2 2021年9月16日の翌日から2036年9月16日までの利払日においては、利率基準日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）における6ヶ月ユーロ円ライボ（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で（未定（注）16）％を加えた値）％を加算したものとす。</p> <p>3 2036年9月16日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボに（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.3％を加えた値）％を加算したものとす。 （注）15</p>
-------	---

<中略>

（注）15 未定事項については、本(注)16に記載の事項を除き、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

16 6ヶ月ユーロ円ライボへの上乗せ幅に追加で加算する値は0.1以下を予定しておりますが、上乗せ幅に追加で加算する値は、需要状況等を勘案したうえで、2016年9月9日より前に決定する予定であります。

（訂正後）

<前略>

利率（％）	<p>1 2016年9月16日の翌日から2021年9月16日までの利払日においては、年（未定。ただし、年2.90％～3.10％を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。）％とする。</p> <p>2 2021年9月16日の翌日から2036年9月16日までの利払日においては、利率基準日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）における6ヶ月ユーロ円ライボ（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.1％を加えた値）％を加算したものとす。</p> <p>3 2036年9月16日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボに（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.3％を加えた値）％を加算したものとす。 （注）15</p>
-------	---

<中略>

(注) 15 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

(注) 16 の全文削除

<ソフトバンクグループ株式会社第2回払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)に関する情報>  
(訂正前)

<前略>

利率(%)	<p>1 2016年9月16日の翌日から2023年9月16日までの利払日においては、年(未定。ただし、年3.40%~3.60%を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。) %とする。</p> <p>2 2023年9月16日の翌日から2038年9月16日までの利払日においては、利率基準日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。)における6ヶ月ユーロ円ライボ(別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。)に(未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の7年スワップ・ミッド・レート(小数点第3位以下を切り上げる。)への上乗せ幅に、追加で(未定 (注) 16) %を加えた値) %を加算したものとす。</p> <p>3 2038年9月16日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボに(未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の7年スワップ・ミッド・レート(小数点第3位以下を切り上げる。)への上乗せ幅に、追加で0.3%を加えた値) %を加算したものとす。</p> <p>(注) 15</p>
-------	---

<中略>

(注) 15 未定事項については、本(注)16に記載の事項を除き、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

16 6ヶ月ユーロ円ライボへの上乗せ幅に追加で加算する値は0.1以下を予定しておりますが、上乗せ幅に追加で加算する値は、需要状況等を勘案したうえで、2016年9月9日より前に決定する予定であります。

(訂正後)

<前略>

利率(%)	<p>1 2016年9月16日の翌日から2023年9月16日までの利払日においては、年(未定。ただし、年3.40%~3.60%を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。) %とする。</p> <p>2 2023年9月16日の翌日から2038年9月16日までの利払日においては、利率基準日(別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。)における6ヶ月ユーロ円ライボ(別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。)に(未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の7年スワップ・ミッド・レート(小数点第3位以下を切り上げる。)への上乗せ幅に、追加で0.1%を加えた値) %を加算したものとす。</p> <p>3 2038年9月16日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボに(未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の7年スワップ・ミッド・レート(小数点第3位以下を切り上げる。)への上乗せ幅に、追加で0.3%を加えた値) %を加算したものとす。</p> <p>(注) 15</p>
-------	--

<中略>

(注) 15 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

(注) 16 の全文削除

<ソフトバンクグループ株式会社第3回払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報>  
 （訂正前）

<前略>

利率（％）	<p>1 2016年9月30日の翌日から2021年9月30日までの利払日においては、年（未定。ただし、年2.90%～3.10%を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。）%とする。</p> <p>2 2021年9月30日の翌日から2036年9月30日までの利払日においては、利率基準日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）における6ヶ月ユーロ円ライボ－（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で（未定（注）18）%を加えた値）%を加算したものとす。</p> <p>3 2036年9月30日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボ－に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.3%を加えた値）%を加算したものとす。</p> <p>（注）17</p>
-------	--

<中略>

（注）17 未定事項については、本(注)18に記載の事項を除き、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

18 6ヶ月ユーロ円ライボ－への上乗せ幅に追加で加算する値は0.1以下を予定しておりますが、上乗せ幅に追加で加算する値は、需要状況等を勘案したうえで、2016年9月9日より前に決定する予定であります。

（訂正後）

<前略>

利率（％）	<p>1 2016年9月30日の翌日から2021年9月30日までの利払日においては、年（未定。ただし、年2.90%～3.10%を仮条件とし、2016年9月9日に決定する予定。）%とする。</p> <p>2 2021年9月30日の翌日から2036年9月30日までの利払日においては、利率基準日（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）における6ヶ月ユーロ円ライボ－（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.1%を加えた値）%を加算したものとす。</p> <p>3 2036年9月30日の翌日以降の利払日においては、利率基準日における6ヶ月ユーロ円ライボ－に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される、東短ICAP株式会社が提示する円の5年スワップ・ミッド・レート（小数点第3位以下を切り上げる。）への上乗せ幅に、追加で0.3%を加えた値）%を加算したものとす。</p> <p>（注）17</p>
-------	--

<中略>

（注）17 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、2016年9月9日に決定する予定であります。

（注）18 の全文削除

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 本社債の償還及び買入消却時の借り換えについて

(訂正前)

以下に記載される事項は本社債の証券情報の一部を形成せず、法的又は契約上の義務は生じない。

当社は、財務健全性と資本効率の両立及び持続的な成長を目的として本社債を発行しており、本社債の満期以前に本社債を償還又は買入消却する場合は、信用格付業者（株式会社日本格付研究所及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者を総称していう。）から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定している。

ただし、一定の要件（具体的な内容は未定であり、2016年9月9日より前に決定する予定。）を満たす場合には、同等の資本性を有する商品による本社債の借り換えを見送る可能性がある。

(訂正後)

以下に記載される事項は本社債の証券情報の一部を形成せず、法的又は契約上の義務は生じない。

当社は、財務健全性と資本効率の両立及び持続的な成長を目的として本社債を発行しており、本社債の満期以前に本社債を償還又は買入消却する場合は、信用格付業者（株式会社日本格付研究所及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者を総称していう。）から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定している。

ただし、以下の場合には、同等の資本性を有する商品による本社債の借り換えを見送る可能性がある。

( ) 当該償還又は買入消却により、当社の主要な財務健全性指標が2016年3月末時点と比べて悪化しない場合

(ii) (x)連続した12ヶ月間において、本社債当初発行元本総額の10%未満又は(y)連続した10年間に於いて、本社債当初発行元本総額の25%未満の買入消却の場合

(iii) 本社債が税制事由又は資本性変更事由（信用格付業者による資本性評価基準の変更による場合に限る。）により償還される場合において、同等の資本性を有する商品による借り換えが困難な場合

(iv) 本社債に信用格付業者による資本性（信用格付業者により「資本性」と同義で用いられる用語）を付与されない場合

(v) 主要な取引所の閉鎖等に起因して市場機能が停止している場合。ただし、市場機能が回復し、かつ、当該時点において上記(i)の例外規定に該当しない場合、速やかに借り換えを行うことを要する

当該借り換えは、当該償還又は買入消却が行われる日の以前360日の間に行われる。なお、当社又は当社の子会社が、少なくとも本社債の当初の資本性と等しい信用格付業者による資本性を付与された証券を第三者の購入者へ売却することにより受領する発行純手取金は当該借り換えとしてカウントされる。